

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年1月15日（木）13:03～13:27
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所 招聘教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

#### <関係省庁>

- 堀内 洋 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室  
鳥獣保護管理企画官
- 松尾 浩司 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室  
狩猟係長

#### <事務局>

- 内田 要 内閣府地域活性化推進室長
- 富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 有害鳥獣捕獲許可権限の市町村への移管（環境省）
- 3 閉会

---

○藤原次長 少しおくれておりますが、戦略特区のワーキンググループを始めさせていただきます。

本日は農林環境関係の3つの議論ということでございますけれども、きょうは八田座長、原委員に加えて、本日付でワーキンググループ委員に本間正義先生に御参加いただくことになりました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○本間委員 よろしくお願いたします。

○八田座長 お忙しいところをどうもありがとうございます。

それでは、この鳥獣保護法に関する養父市からの提案についてのお考えを御説明お願い

したいと思います。

○堀内企画官 お世話になります。

環境省の堀内と申します。よろしく申し上げます。

昨年9月が、多分、最後のワーキングだったかと思えますけれども、そのときも若干お伝えしていたのですけれども、今回の問題は何が原因かということで兵庫県に伺いました。

県で許可の基準を鳥獣保護事業計画というもので定めておりまして、そこで3カ月と書いてあったことがネックであることがわかりました。

その際、県といろいろ御相談したところ、当時においても、他の自治体に対して、三ヶ月を超える許可期間で許可をしていることがあって、状況によって相談していただければ、その期間については柔軟に検討しているということで、養父市さんのほうから相談があれば、相談すると聞いていました。

一方、前回のワーキンググループでもお話ししたのですけれども、鳥獣法の改正を昨年5月にいたしました。施行は今年の5月なのですけれども、法律の中に、県がつくる鳥獣保護事業計画のひな形ともいえる、基本指針というものがございます。

法改正に伴って基本指針も改定することになっておりまして、そこでも特にシカとかイノシシのような害の大きい鳥獣あるいは外来鳥獣等については、期間等については柔軟により幅広くできる方向で検討していることを、前回のワーキンググループで、お伝えしていたところであります。

県も法改正に伴って計画を改定しなければいけないので、計画を改定する際には、審議会やパブリックコメントなどの意見を聞きつつ、なるべく柔軟に幅を広げて考えたいということでお話をいただき、前回のワーキンググループでもお話をさせていただいているかと思えます。

その後、私どもの基本指針はパブリックコメントが終了して、昨年12月に告示されておりまして、シカ、イノシシのような被害の大きい鳥獣ですとか、外来鳥獣については、幅広く捕獲できる旨を示しております。

その後、今日、お配りされているかと思うのですが、兵庫県の鳥獣保護管理事業計画の改定について、昨日からパブリックコメントをかけられており、それをホームページから抜き出したものでございます。

資料をひっくり返していただくと、一番下の四角がございませぬけれども、ここで、今回、問題になっている「有害鳥獣捕獲許可基準等の主な変更」ということで、左側のところは現行で右側が改正案になっておりますが、左側の現行のところでは3カ月ということが下のほうに書いてございませぬけれども、これが右の下に書いてありますように、「必要かつ適切な期間」ということで県のほうでも対応していただいているということで、今、話が進んでおります。

これは内閣府からお話があるかと思えますけれども、内閣府から養父市へ聞いていただいたところ、養父市の必要だったニーズは十分達成されましたということを知っていると

伺ってございます。

いずれにしても、このような細かいものですから、今回の場合ですと県と市という立場になりますけれども、その中で日ごろから問題点等を共有していただいて、順次改正等を進めていただくことが必要ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

委員の方から、御質問や御意見はございませんか。

○原委員 今回のケースは、兵庫県での解決ということになっています。

全国でこういった問題はたくさんあるのだと思いますけれども、こういった解決の方法がありますということを経済省さんから知らしめたりとか、そのようなことはされているのですか。

○堀内企画官 自治事務の中で県と市町村という立場での情報の共有がうまくいなくて問題が起きていることがたまにございます。

私どもへも、たまに要望が来ることもございまして、必要に応じて、県にこんな実態があるので、よく相談してほしいということは随時伝えております。

それによって、妥当性があるものについては、適宜県と市町村で相談をしていただいて、問題を解決していただいていると考えております。

○原委員 平素からされていて、ずっとこのような問題が起きていたのだと思いますので、何か改めてその仕組みを考えるであるとか、そういったことをされたほうがいいのではないかと思います。

○堀内企画官 今回は許可の期間ですが、他にもいろいろな問題があります。場合によって、県に対してよく市町村と相談してほしい旨をお伝えすることは可能です。

○八田座長 少なくとも期間についてやっていただくと。

○堀内企画官 全国の都道府県をお呼びする会議をやっていますので、そのようなところで周知していきたいと思います。

特に今回は基本指針というところで、先ほども言いましたように、考え方を少し変えていますので、そのようなところについては、必要に応じて、期間なら期間についてお示ししていきたいと思います。

実際、兵庫県さんもそれを受けてこのように変えていただいていますので、ほかの県でも、ケース・バイ・ケースでいろいろな事情があるかと思いますが、検討していただけるものと理解しています。

○本間委員 いろいろと要望があったときに、それぞれ対応するのはよくわかったのですが、どのような傾向にあるとか、被害の拡大だとか、そのようなことについての把握は、日ごろ何かシステム的にはやっているのでしょうか。

○堀内企画官 このような問題になっているのは、どちらかというと、農林業被害のものですから、私どもというよりは農林水産省が調べてホームページでも公表されています。

○本間委員 経済的な被害はそうだと思うのだが、環境だってもちろん経済被害なのだけれども。

○八田座長 鹿が木の皮を食べてしまうとかね。

○本間委員 そのような環境破壊的な意味での把握はどうですか。

○堀内企画官 私どもは国立公園という保護区域を所掌しておりますので、そこについては随時把握をしておりますし、シカ対策についても、捕獲や柵で囲って植生を保護する対策も行っています。

○本間委員 もちろん市町村から上がってくることもそうだけれども、これを何とかしなくてはいけないのではないかという話もやはりあると思うのです。

○堀内企画官 それもあって今年の法改正をさせていただいて、今年5月の施行に向けての準備を進めている段階です。

○八田座長 とりあえずこの養父市についてのケースは具体的に非常にきちんとなってよかつたと思うし、委員が御指摘のように、これが全国にできるだけ周知できたらいいと思います。

ちょっとこれ自体からは離れるかもしれないですけども、山里に鹿やイノシシの出没が最近多い理由の一つが山林の皆伐にあるということも聞くのです。皆伐をやるところでは、ドングリを初めとした、鹿だとか、イノシシや何かの餌がなくなってしまって、それで出てくるというのです。

そうすると、それを皆伐ではなくて、間伐的なものに変えるとか、3分の1伐にするとか、そのようなことによって鳥獣被害を解消しようではないかということ、環境省さんとしては、農水省に言っていくことはないのですか。

○堀内企画官 シカやイノシシがどうして増えたかというのは、なかなか実は難しい問題でございまして、今、おっしゃられた皆伐の話ですとか、そもそも捕獲しなくなった話ですとか、いろいろなことが言われていますが、どれが一番効いているかということは現時点で特定ができない段階で、恐らくいろいろな複合的な要因が関係してくるのだと思われまます。

今、言われた皆伐については、ちょっと私も詳しいところは知りませんが、一番大きかったのは、戦後の拡大造林の頃が、広い面積で皆伐がされていて、そこで場合によっては草地が増えて、シカが増えたのではないかと。

○八田座長 その時代ですね。

○堀内企画官 今は、生態系の保全を考慮した小規模伐採等の取組も行われていると承知しています。

○八田座長 九州の人に聞くと、宮崎では一般的に皆伐していると言うし、それが原因ではないかと言う人はいます。何しろ林野庁が自分の進めてきた政策を自分で批判しようとは思わないから、このようなことに関しては、ほかの省が言っていないとだめでしょう。

○堀内企画官 林野庁さんもよくわかっていらっしゃると思います。

○八田座長 わかっていてもいなくても、自分のやってきた政策を否定することはないから、それはむしろほかの省が環境の観点から批判していかなければだめでしょう。

少なくとも、いつもウオッチして、余り信用しないほうがいいと思います。すごく重要なことですからね。

○堀内企画官 参考にさせていただきたいと思います。

○八田座長 あとはほかにありますか。

それでは、どうもお忙しいところをありがとうございました。